

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び旭川市水道局契約規程（平成6年旭川市水道事業管理規程第7号）第3条の規定に基づき、一般競争入札（以下「入札」という。）について次のとおり公告する。

令和8年7月2日

旭川市水道事業管理者 富岡賢司

1 入札に付する事項

- (1) 件名 LGWAN-ASP型財務会計システム使用許諾
- (2) 使用期間 令和9年3月1日から令和14年2月29日まで
なお、契約締結の日から令和9年2月28日までは、準備期間とする。
- (3) 概要 クラウド型財務会計システムの使用（三谷コンピュータ株式会社製e-CLEAR公営企業会計システム）

2 入札参加資格

入札参加者は、次のすべての要件を満たしていること。

- (1) 旭川市水道局における賃貸借契約の入札参加資格がA等級に格付けされていること。
- (2) 公告の日において、旭川市水道局物品購入等の競争入札参加資格における営業種目「4010OA機器・通信機器等賃貸借」取扱品目「4016システム一式（ソフトウェアを含む。）賃貸借」の入札参加資格を有していること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定により一般競争入札への参加を排除されていない者であること。
- (4) 公告の日から入札執行日までのいずれの日においても、旭川市水道局競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (6) この入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（資本関係・人的関係については17(3)参照。）

3 入札参加資格の確認の申請

この入札に参加を希望する者は、2に掲げる入札参加資格を有することの確認を受けるため、次のとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、旭川市水道事業管理者（以下「管理者」という。）から入札参加資格の有無について、確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

- (1) 提出書類 一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）2部
- (2) 提出期間 公告の日から令和8年7月13日（月）までの旭川市の休日を定める条例（平成5年旭川市条例第3号）第1条第1項に規定する本市の休日（以下「休日」という。）を除く、午前9時から午後5時まで。

- (3) 提出場所 〒070-8541 旭川市上常盤町1丁目
旭川市水道局上下水道部経営財務課（旭川市水道局庁舎3階）
電話 0166-24-3170
FAX 0166-25-9500
- (4) 提出方法 持参、郵送又は3(3)に事前に電話連絡の上、FAXによること。なお、郵送については、提出期間内に必着のこと。

(5) 提出確認

申請書の提出があった者（以下「申請者」という。）には、申請書に受領印を押印のうえ、一部を直接又はFAXの方法により返却する。

なお、申請書を提出したにもかかわらず、写しの交付がない場合は、3(3)に連絡し確認すること。

(6) 入札参加資格の確認

申請書を受理した者のうち、入札参加資格のない者には、令和8年7月14日（火）までにその理由を記載した文書により通知する。

(7) 提出書類様式の入手方法

(3)において(2)の期間中無償で配布するほか、次の旭川市水道局ホームページにおいてダウンロードできる。

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/440/441/index.html>

(8) その他

ア 申請書の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

イ 管理者は、提出された申請書を、入札参加資格の確認以外に申請者に無断で使用しない。

ウ 提出された申請書は返却しない。

4 入札参加資格を有しないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格を有しないと認められた者は、その理由について、次のとおり書面（様式は任意）により管理者に対し説明を求めることができる。

ア 提出期限 令和8年7月16日（木）

イ 提出場所 3(3)に同じ

ウ 提出方法 3(4)に同じ

- (2) 管理者は、説明を求められたときは、令和8年7月21日（火）までに説明を求めた者に対し、理由説明書をFAX又は電子メールにより回答する。

5 仕様書に対する質問等

- (1) 仕様書の内容について質問がある場合においては、次のとおり質疑応答書（様式第7号）により提出すること。

ア 提出期間 令和8年7月15日（水）までの休日を除く、午前9時から午後5時まで

イ 提出場所 3(3)に同じ

ウ 提出方法 3(4)に同じ

- (2) (1)の質疑応答書は、次のとおり閲覧に供するとともに、旭川市水道局ホームページにおいて公表する。

ア 閲覧期間 令和8年7月17日（金）までの休日を除く、午前9時から午後5時まで

イ 閲覧場所 3(3)に同じ

6 入札方法

- (1) 総価で入札に付する。

(2) 郵送又は持参によること。（FAXによる入札は認めない。）

(3) 入札回数は2回とする。

なお、1回目が不落の場合、2回目の開札日時及び提出期限を参加者に電話で通知するので、8(1)の方法で入札書を提出すること。

(4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 旭川市水道局委託契約等競争入札（郵送方式）心得（以下「入札心得」という。）を承知すること。

7 入札の日時及び場所等

(1) 開札の日時 令和8年7月23日（木）午後1時10分

(2) 開札の場所 旭川市水道局庁舎4階第2会議室（旭川市上常盤町1丁目）

(3) 開札の方法 入札事務に関係のない職員の立会いの下で開札を行うものとし、落札者へ通知するものとする。

なお、入札結果は、落札決定後速やかに公表する。

(4) 開札の傍聴 入札参加者その他の傍聴を希望する者は、旭川市水道局委託契約等の競争入札（郵送方式）傍聴要領の規定により開札を傍聴することができるので、開札当日、午後1時10分までに3(3)まで申し込むこと。

8 入札書の提出方法

(1) 標準入札書（様式第6号）を作成し、氏名、件名を記載した封筒に封入の上、持参又は郵送で提出すること。郵送により提出する場合は、その封書をさらに発送用の封筒に封入の上、宛名面に開札日、担当課、入札件名を朱書きすること。

(2) 入札書の提出期間及び場所

ア 提出期間 令和8年7月15日（水）から令和8年7月22日（水）午後5時（必着）まで

イ 提出場所 3(3)に同じ

9 入札の無効

この公告において示した入札参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札及び入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反する者のした入札は無効とし、これらの入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

また、管理者により入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後旭川市水道局競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けて入札時点において指名停止を受けている期間中である者、その他、入札時点において2に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。

10 落札者の決定方法

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

11 最低制限価格の設定

無

12 契約条項を示す場所

3 (3)の場所で閲覧に供する。

13 契約書作成の要否

契約書の作成を要する。

14 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 要する。見積もった契約金額（1年間当たりの額に換算した額）の10分の1以上の額を納付すること。

ただし、旭川市水道局契約規程第27条に該当する場合は免除する。

15 支払条件

毎月後払いとする。

16 入札の中止等

入札までの間にやむを得ない事由のため、当該契約の入札を延期又は中止することがある。
なお、中止となった場合でも、申請書の作成費用は申請者の負担とする。

17 その他

(1) 入札参加者は、旭川市水道局契約規程、入札心得その他関係法令を遵守すること。

(2) 申請書に虚偽の記載をした場合は、旭川市水道局競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(3) 2 (6)でいう資本関係・人的関係とは、次のとおりである。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

(ア) 一方の会社の取締役が、他方の会社の取締役を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の取締役が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記ア、イと同視しうる特定関係があると認められる場合

(4) その他、入札に関しての問い合わせ先は、3 (3)のとおり。

仕 様 書

1 事務事業名

LGWAN-ASP型財務会計システム使用許諾

2 契約目的

LGWAN-ASP方式による財務会計システムの使用

3 財務会計システムソフトウェアの指定

三谷コンピュータ株式会社製「e-CLEAR 公営企業会計システム」

4 システムの機能

- (1) 財務会計機能（基本会計、予算編成及び納付書作成）※1・※2
- (2) 固定資産管理機能 ※1
- (3) テスト環境機能 ※3

※1 これらの機能は、水道事業会計、下水道事業会計の2会計に区分して使用できること。なお、現行の財務会計システム（三谷コンピュータ製「e-CLEAR 企業会計システム」）の(1)及び(2)に係る全データを移行（以下「データ移行」という。）すること。

※2 当該機能に係る帳票は、旭川市水道局（以下「局」という。）が示すレイアウトで出力されるようにすること。

※3 テスト環境（指示した時点における(1)又は(2)の本番環境データを複写し、シミュレーションや動作確認のために使用する模擬環境を指す。）は、2パターン（テスト環境1、テスト環境2）を用意し、本番環境と合わせた3つの環境が同時かつ安定的に稼働すること。

5 システム保守

システム保守は、本市の休日を除き、午前8時30分から午後5時30分までリモート接続で行うこととし、その範囲は次のとおりとする。

- (1) 稼働の障害調査及び対応
- (2) 瑕疵の修復
- (3) 操作指導及び照会対応
- (4) バージョンアップ
- (5) 安定稼働のための定期点検

6 クライアントライセンス

100ライセンス

7 使用期間

令和9年3月1日から令和14年2月29日まで（60か月）

8 受注者の責任

(1) システム構築

この契約の締結日から令和9年2月28日までに、本システムを使用できる体制（データ移行を含む。）を整えなければならない。

(2) 移行データの保全

データ移行に当たっては、現行システムの受注者と連携の上、情報の保全を徹底すること。

(3) 再委託の制限

本仕様書で示す内容の全部を一括して第三者に委託してはならない。また、本仕様書で示す内容の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ書面で局の承諾を得なければならない。

9 提出書類

受注者は、システム構築の完了時に次の書類等を遅滞なく局へ提出すること。

(1) システム構築完了届

(2) 工程進捗管理表に基づく作業記録

(3) 稼働判定確認書に基づくシステムテスト成績表

(4) 指定帳票サンプル

(5) 操作マニュアル（冊子1部のほか、局が指定する媒体でPDF形式のデータを提出すること。）

10 個人情報の取扱いについて

本契約の履行における個人情報の取扱いについて、受注者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、旭川市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第5号）を遵守するとともに、関係機関等が作成した個人情報保護に関するガイドライン等に従うものとし、次の各号に掲げる事項等に留意すること。

(1) 本契約の履行に当たり、情報の機密保持に努めなければならない。

(2) 直接従事する職員について、次のア及びイの書類を事前に局に提出すること。なお、提出後に当該職員が変更になった場合も同様とする。

ア 情報処理関係業務従事歴等を記した経歴書

イ 業務上知り得た秘密を漏らさないことの誓約書

(3) 局から貸与された情報資産に破損、紛失、漏えい等の事故が生じた場合は、直ちにその事実を局へ報告するとともに、受注者の責任と負担で復旧作業を行うこと。その後、当該事故について解析を行い、原因の究明と再発防止の対策を整理した上で、局に報告すること。

(4) 局から貸与された情報資産を本契約の目的以外に使用しないこと。

(5) データが保存された記録媒体は、外部へ持ち出さないこと。なお、やむを得ず外部に持ち出すときは、必ず局の許可を得た上でを行い、盗難等に備え適切に管理すること。

(6) 本契約の円滑な実施及び緊急時の迅速な対応を図るため、局及び受注者は情報資産に関する担当者を定め、互いに届けること。

(7) 本契約においてシステム保守を第三者に委任し、又は請け負わせる場合には、その第三者にも同様に、契約等により法令等の遵守を求めること。

11 使用期間満了又は契約解除後のデータの取扱いについて

- (1) 使用期間満了又は契約解除に伴うデータの取扱いについて、日程、手順等は、あらかじめ局と協議すること。
- (2) 前号の協議により局が求めた場合、受注者は、本システムに入力された情報を同等のシステムに移行できる形式のデータファイルにして局に引き渡し、その後、データを復元できないよう消去するとともに、その事実を証明できる書面を局に提出すること。なお、これらの対応に係る費用は全て受注者の負担とする。

12 その他

本仕様書に疑義又は記載のない事案が生じたときには、局及び受注者双方で協議するものとする。

様式第1号

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

(宛先)旭川市水道事業管理者

申請者

住 所

商号又は名称

代表者氏名

入札日 令和8年7月23日

件 名 LGWAN-ASP 型財務会計システム使用許諾

令和8年7月2日付けで入札公告のあった上記案件に係る入札参加資格について確認を受けたいので申請します。

なお、入札参加資格のすべての要件を満たしていること並びに本申請書の記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

旭川市水道局受付印

申請担当者役職・氏名

連絡先

TEL

FAX

(連絡先は間違いのないよう記入してください。)

※この申請書は、申請書受理時に旭川市水道局受領印を押印の上、1部返却するので、必ず2部（1部はコピー可）提出すること。

様式第7号（質問用）

質 疑 応 答 書

(宛先)旭川市水道事業管理者
(電話番号 0166-24-3170)
(FAX 番号 0166-25-9500)

住所
商号又は名称
代表者氏名

質問年月日 令和 年 月 日

件名	LGWAN-ASP型財務会計システム使用許諾		
質 疑 事 項		回 答 事 項	

注) あらかじめ電話連絡の上、上記のFAX番号へ送信してください。

入 札 書

1 金額

億	千	百	十	万	千	百	十	円

(金額の頭に¥を記入のこと)

2 件名 LGWAN-ASP 型財務会計システム使用許諾

旭川市水道局委託契約等競争入札（郵送方式）心得を承諾の上、上記のとおり入札いたします。

令和 年 月 日

(宛先) 旭川市水道事業管理者

住所

商号又は
名 称

代表者
氏 名

㊞

※封筒の見本です。
使用する場合は点線から切り取り、封筒の表側に糊付けして使用してください。

※①～④の欄に必要な事項を記載してください。

切手		0708541	旭川市上常盤町1丁目 旭川市水道局 上下水道部 経営財務課 行
入札書在中			
① 差出人			
②開札日	令和 8 年 7月 23日		
③担当課	上下水道部経営財務課		
④入札件名	LGWAN-ASP型財務会計システム使用許諾		